

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人麗明会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 平成30年11月2日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、積極的に取り組み、概ね改善が図られていた。
- ・ 人権問題研修やコンプライアンス研修などの各種研修について、外部で開催される研修へ一部の職員の参加にとどまっているので、全職員を対象に内部研修を実施し周知を図られたい。
- ・ 独自の取組として、レシートによる領収書について、劣化のおそれがあるため、一旦コピーを取り、その用紙にレシートも貼って保存されていた。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|---|---|
| 1 | <p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p> | <p>今後は理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を決議し、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して招集を通知します。</p> |
| 2 | <p>予算の流用について、理事長の承認を得ていなかった。</p> <p>については、経理規程第18条の規定に基づき、会計責任者は予算の執行上必要があると認めた場合には、理事長の承認を得て予算の流用をすること。</p> <p>(経理規程第18条)</p> | <p>今後は経理規程第18条の規定に基づき、会計責任者は予算の執行上必要があると認めた場合は、理事長の承認を得て予算流用を行います。</p> |
| 3 | <p>ばんだの里通所介護事業所サービス区分から法人本部サービス区分へのサービス区分間繰入金支出について、当該施設等の事業活動資金収支差額がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を</p> | <p>今後は施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で、資金繰入を行うよう、会計処理します。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>繰り入れることができるものである ので留意すること。 なお、本指摘については、前回も同様の 指摘をしており、必ず改善すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p> | |
|--|---|--|